

## 民間事業者の皆さんもマイナンバーを取り扱います

平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで  
従業員などのマイナンバーを記載する必要があります

- 源泉徴収票の作成手続き
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金などの支払調書作成  
など

平成28年1月以降、マイナンバーはこのように利用されます。



2016年1月

## マイナンバー制度が始まります！

### 安心で安全な制度です

マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置が取られています。



### マイナンバーって何？

日本国内に住む全ての方に10月から通知される12桁の番号を「マイナンバー」といいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられます。

法人には、1法人につき1つずつの法人番号(13桁)が指定されます。

マイナンバーは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確に確認するための基盤となります。また、国や公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになります。

#### 制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

#### システム面

- 個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成29年1月から、「情報提供等記録開示システム」が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。

10月から

# 皆さんに12桁のマイナンバーを通知！

来年の1月からマイナンバー制度が始まるに伴い、10月から皆さん一人一人に12桁のマイナンバーが通知されます。通知カードは、住民登録をしている住所地に世帯単位(世帯主宛て)で送付されます。

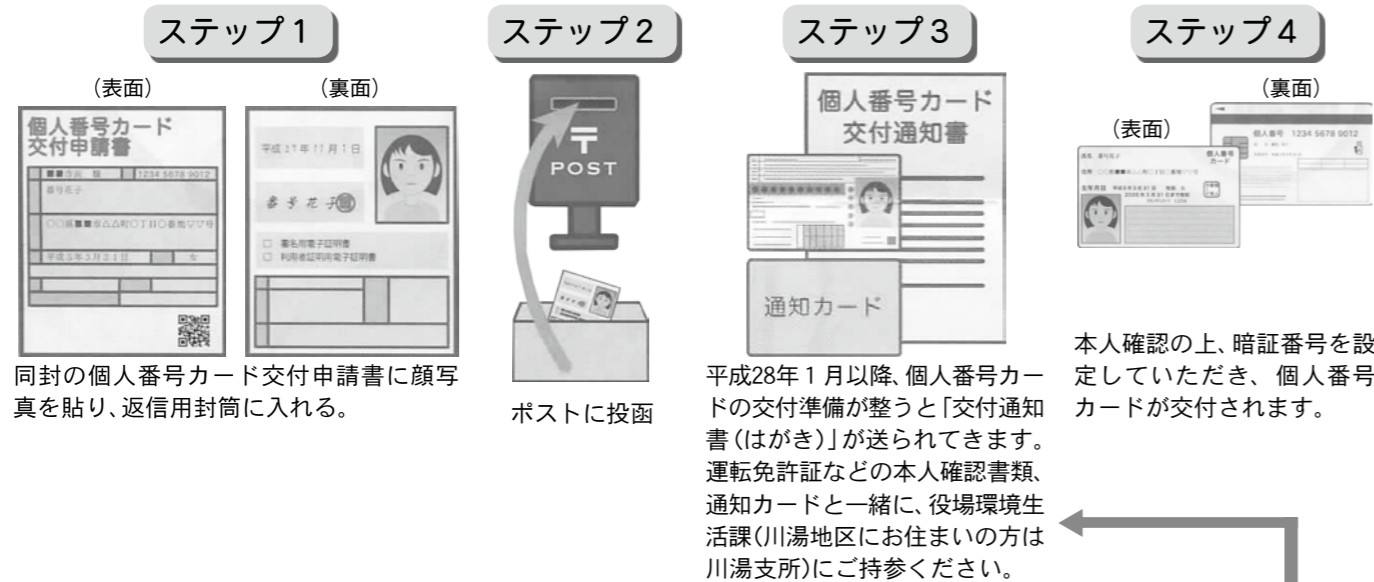
## 通知カードは簡易書留(封書)で送付されます

### ▶ 封筒の中に入っているもの

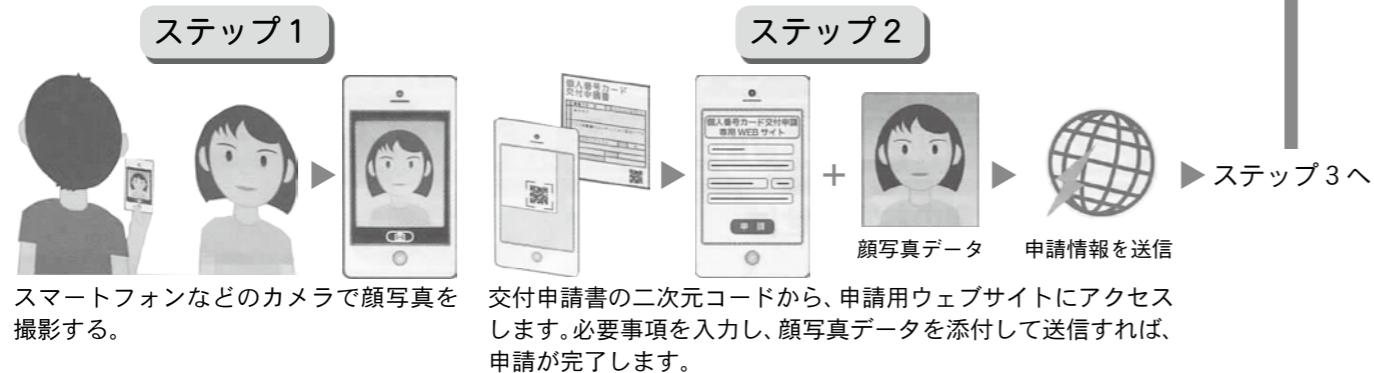
- 宛名の書かれた台紙
- 通知カード・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書・音声コード(1枚の台紙に記載されています)※世帯人数分
- 説明用パンフレット
- 個人番号カード申請書の返信用封筒



## 個人番号カードの交付を希望される場合



## スマートフォンなどを利用したウェブ申請は



### 通知カードの送付・個人番号カードの申請交付などに関する問い合わせ先

- 役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)
- 川湯支所 ☎ 4 8 3 - 2 0 4 3

### マイナンバーに関する問い合わせ先

コールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎ 0 5 7 0 - 2 0 - 0 1 7 8

## マイナンバーには利用・提供・収集の制限があります

マイナンバー制度では、行政機関だけでなく、民間事業者にも特定個人情報(マイナンバーを内容に含む個人情報)の適正な取り扱いが求められます。

マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されています。



### ▶ マイナンバーの利用範囲

法律で規定された、社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

### ▶ マイナンバーの提供の要求

社会保障・税に関する手続き書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

### ▶ マイナンバーの提供の求めの制限・特定個人情報の提供や収集の制限

法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供の求め・特定個人情報の提供や収集をしてはいけません。

## 適切な安全管理に組織として対応が必要 廃棄にも制限



### ▶ マイナンバーの安全管理措置

事業者は、マイナンバー・特定個人情報の適切な管理のため、必要かつ適切な安全管理措置を取らなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

### ▶ 特定個人情報の保管制限と廃棄

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはいけません。社会保障・税に関する手続き書類作成事務の必要がなくなり、法令で定められた保存期間を経過した場合は、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄しなければなりません。

問い合わせ先/役場総務課情報防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)